# 定　　款

## 第１章　　総　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社フルスピードと称し、英文では
Full Speed Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)　インターネット上のマーケティング活動に係るコンサルティングおよび情報提供サービス
(2)　インターネット広告等の広告代理業
(3)　インターネットメディアおよびインターネット関連サービスの企画、開発および運用
(4)　インターネット等を利用した通信販売業および情報提供の仲介
(5)　ソフトウェアの受託開発業
(6)　インターネットメディアの売買および運用
(7)　有価証券の取得、投資、保有および運用
(8)　経営コンサルティング
(9)　前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関の設置）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第２章　　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　　当会社の発行可能株式総数は、２０，０００，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　当社の単元株式数は１００株とする。

（自己株式の取得）

第８条　　取締役会の決議により、市場取引等により自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第１０条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

## 第３章　　株主総会

（招集）
第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年７月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１２条　当会社は、毎年４月３０日の最終株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（招集権者および議長）
第１３条　株主総会は、取締役会長もしくは取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役会長、取締役社長の両名に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長もしくは取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役会長、取締役社長の両名に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２５条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第５章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第２９条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第３０条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３２条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３３条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第３４条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３５条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定めのある事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規程）

第３６条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第３７条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３８条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第６章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第３９条　当会社は、会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第４０条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第４２条　会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章　計　算

（事業年度）

第４３条　当会社の事業年度は、毎年５月１日から翌年４月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４４条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第４５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年４月３０日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年１０月３１日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第４６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　剰余金の配当金には利息は付さない。

## 附　　則

第１条　　現行定款第 14 条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。

３　本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

令和４年７月２７日改定
（平成２７年７月２８日改定）
（平成２５年９月１８日改定）
（平成２３年１０月２７日改定）
（平成２２年１０月２８日改定）
（平成２２年６月２８日改定）
（平成２１年１０月２９日改定）
（平成２０年４月１日改定）
（平成１９年１０月３０日改定）
（平成１９年３月３０日改定）
（平成１８年１１月２２日改定）
（平成１８年１０月３０日改定）
（平成１８年７月３日改定）
（平成１７年７月１日制定）